

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県教育委員会教育長から、令和8年5月8日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和8年7月17日

山形県監査委員	加	賀	正	和
山形県監査委員	小	松	伸	也
山形県監査委員	柴	田		優
山形県監査委員	海	老	名	信 乃

監査対象機関	指 摘 事 項	措 置 の 内 容
北村山高等学校	支出事務が適切でないもの	定例の収入・支出見込みについて年間スケジュール表を作成するとともに、毎月初めに前月の処理状況を複数人で確認できる体制を構築し、支払遅延の防止を徹底する。